

2 家庭用蓄電池（1の附帯設備であること。）

補助金の目的	太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及及び再生可能エネルギーの利用促進を図る。	
補助対象者	住宅等に家庭用蓄電池を設置する者	
補助対象事業	1の附帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、蓄電池のみの設置は、対象外とする。 (1) 国実施要領別紙2の2—ア—(イ)に定める交付要件を満たすこと。 (2) 長与町内に設置されるものであること。 (3) 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業ではないこと。	
補助金額	(1) 蓄電池の価格(円/kWh)の1/3の額。ただし、15.5万円/kWhの1/3を上限(工事費込み・税抜き)とする。 (2) (1)で算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (3) 1件当たりの補助上限額を100万円とする。ただし、1の自家消費型太陽光発電設備に係る補助金額との合計金額とする。	
交付申請書	様式	長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付申請書(様式第1号)
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の10月末まで
	添付書類	(1) 見積書(補助対象事業費の内訳が確認できるもの) (2) 蓄電池の仕様が分かる資料(任意様式) (3) 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの
実績報告書	様式	長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金実績報告書(様式第11号)
	提出期限	交付申請をした日の属する年度の11月末まで
	添付書類	(1) 家庭用蓄電池実績提出書類確認表(様式第13号) (2) 補助対象事業費内訳書(実績)(様式第14号) (3) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し (4) 補助対象設備の設置に係る支払を証する書類 (5) 設置機器の保証書の写し (6) 既存住宅に設置する場合にあっては、補助対象設備の施工

		<p>前・施工後の状況を記録したカラー写真</p> <p>(7) 事業の完了が確認できるカラー写真</p> <p>(8) 太陽光発電設備と関係していることが確認できる書類</p> <p>(9) 上記に掲げるもののほか町長が必要と認めたもの</p>
<p>その他交付要件</p>		<p>(1) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。ただし、中古設備は補助対象外とする。</p> <p>(2) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</p> <p>(3) 蓄電池の設置に係る工事の契約日は、補助金の交付決定日以降であること（(4)の場合を除く。）。</p> <p>(4) 新築住宅の工事にあわせて蓄電池の設置工事を行う場合は、当該設備の工事着工日が補助金の交付決定日以降であること。</p>